

平成21年6月26日

株 主 各 位

大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

日本精線株式会社

代表取締役社長 近藤 龍夫

定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

さて、本日開催の当社第79期（平成21年3月期）定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

報告事項

1. 第79期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記書類の内容及びその監査結果をご報告いたしました。
2. 第79期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記書類の内容をご報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は、当社普通株式1株につき2円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、変更の概要は、次のとおりであります。
「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が、株式振替制度に一斉に移行（いわゆる株券の電子化）されたことに伴い、
(1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同日の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりましたので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する定め及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除いたしました。

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失に係る事務を取り扱いますので、経過措置としてその旨附則を設けました。

- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除いたしました。
- (3) 株券電子化制度移行により、事実上無意味となりました「株主等の住所及び氏名並びに印鑑の届出」に関する規定を削除いたしました。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行いました。

第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり近藤龍夫、藤平芳昭、南 整二、上田啓介、田口義國、衣川公尊の6氏が再選、新たに安田保馬氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、安田保馬氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり但馬 進氏が新たに選任され、就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり利光一浩氏が社外監査役の補欠として選任されました。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任取締役浅香文昭氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任監査役齊藤恵五氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役が次のとおり選定され、就任いたしました。

代表取締役社長 近 藤 龍 夫（重任）

また、監査役会の決議により、但馬 進氏が常勤監査役に選定され、就任いたしました。

配当金のお支払いについて

第79期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、払渡期間（平成21年6月29日から平成21年7月31日まで）内に、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）でお受け取りください。

また、口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。